

# 博士論文の要旨および 論文審査結果の要旨

氏名	木村吉孝
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	甲第3号
学位授与の日付	2003年3月15日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	企業組織再編における税務会計問題の研究
論文審査委員	主査 中田信正 教授 副査 小林哲夫 教授 副査 徐龍達 教授

## <論文要旨>

# 企業組織再編における 税務会計問題の研究

木村吉孝

本論文では、近時日本に導入整備された企業組織再編に関連する税制について、税務会計研究の立場から、その特徴や問題点を日米の制度比較を通じて明らかにするとともに、その企業組織形態の選択に及ぼす影響について理論的な分析を中心に研究を行っている。

この研究の意義は、日本企業が組織再編を進めるにあたって税務計画を策

定するための参考となること、さらには今後の税制改正における指針となるような政策的含意を導くことにある。

本論文は7つの章で構成されるが、各章の内容はおおよそ以下のようである。

第1章では、本論文で企業組織再編税制を研究対象とし、税務会計の立場から租税研究を行うことの意義について述べたうえで、本論文の研究課題を示している。その要点は次のようである。

市場経済のグローバル化やIT革命の進展により経済環境が大きく変化する中で、わが国の豊かな経済社会の発展のためには、日本企業の国際競争力の維持・向上が不可欠である。そこで、企業グループ全体における経営資源の配分を抜本的に見直して、組織再編を伴う事業の選択と集中を進めることによって企業経営を効率化することが重要な課題となる。また、そのような企業活動の円滑な実施を担保するような制度的基盤が十分に整備されることが必要であり、そこでは規制緩和や情報開示の充実により、硬直化した経済システムをより自由で透明なものへと変えていくことの重要性が認識されるべきである。この数年間に、独占禁止法や商法などの改正により純粋持ち株会社の解禁や株式交換・株式移転の制度および会社分割制度が導入され、柔軟な企業再編に向けた法制面での整備が行われた。一方、税制面では平成11年度の租税特別措置法改正により株式交換・株式移転にともなう株式譲渡益課税の手当てがなされ、平成13年度税制改正では会社分割税制が整備されるとともに合併税制も抜本的に改正され、わが国における本格的な企業組織再編税制が確立された。

税負担は企業の利益やキャッシュフローに直接影響するものであり、企業再編に関する税法規定の内容次第で日本企業の組織再編の成否が左右されることが考えられるため、そのあり方が問われることになる。また、デフレ経済が進行し、企業投資や個人消費が低迷する中で、財政赤字が累積するとともに未曾有の低金利が続いていて、財政政策や金融政策に頼った経済活性化策はもはや限界に来ている。そこで、従来の総需要管理政策に代わって、税

をインセンティブとして活用することで望ましい経済状況を導くといった租税政策が期待されることになる。そのため、税制の経済社会に及ぼす影響、すなわち税法の規定が企業や家計などの各経済主体の意思決定に及ぼす影響について分析することが求められる。税収全体に占める法人税の割合が相対的に高い日本では、とくに法人税法の各規定が企業行動にどのような、またどの程度の影響を及ぼすのかについて具体的に分析し、日本企業の採るべき税務戦略や今後の制度設計における指針を科学的根拠にもとづいて提示することが重要な課題となる。しかし、法人税についてはその転嫁と帰着に関する多くの研究はあるものの、その性格が必ずしも明確ではないこともあって、税法規定の具体的な影響に関する研究成果の蓄積は十分とはいえない状況である。

そこで、このような研究課題にどのような接近方法をとるべきかが問題となるが、そもそも租税研究には、税のもつ多面的な性格を反映して法律学、経済学、会計学、政治学など様々な視点からのアプローチがある。ここで求められている企業行動に対する税法規定の具体的な影響を分析するには、企業の会計システムや課税所得の計算構造を十分に理解した上で、企業の直面する契約や取引にともなう税の発生態様をよく検討することが必要となる。そのため、租税政策のマクロ的な影響を分析対象とする経済学、ないしは税法規定の解釈論を中心課題とする租税法学の分析枠組みだけでは十分でない。そこで、基本的に税務会計研究の立場にたって、他の分野の研究成果を取り入れていくような学際的な分析を進めていくことが適当である。ここにおいて税務会計研究は、従来の事後的な税額計算にとどまらずに、事前的な税務計画の検討へとその分析対象を広げることになる。

このような問題意識のもとで、株式交換・株式移転、合併、会社分割などの組織再編における移転資産の譲渡損益の取扱い、繰越欠損金や利益積立金などの税務属性の引継ぎに関連する税務問題を研究対象として取り上げ、税法の各規定が企業の組織再編手法の選択に及ぼす影響とその構造について分析することが本論文の研究課題である。

第2章では、本論文で取り扱う新しい税務会計研究の基礎となる Scholes-Wolfson フレームワークについて述べるとともに、米国における実証的な税務会計研究の潮流を紹介している。

米国では、とくにレーガン税制改革以降、会計学の分野で経済学や法律学の知見を融合した形で実証的な税務会計研究 (tax research in accounting) が行われている。そうした米国における税務会計研究の潮流をよくサーベイしている論文として、2001年に *Journal of Accounting and Economics* 誌に掲載された「Empirical tax research in accounting」をあげることができる。Douglas A. Shackelford (ノースカロライナ大学)、Terrence J. Shevlin (ワシントン大学) 両教授によるこの論文は、過去15年以上にわたるミクロ経済学を基礎とする実証的な所得税研究を概観するとともに、将来の研究の方向性について示している。そこで、本章ではこの論文に則して、米国における税務会計研究の3つの主要な研究領域である①租税要因と非租税要因の協調、②資産価格への税の影響、③複数の司法管轄区域にまたがる商取引、に関連する米国の先行研究を概観している。

なお、本論文ではおもに税法規定が合併比率や株価などの資産価格に与える影響について検討していることもあって、上記の②資産価格への税の影響に比重を置いて述べている。

第3章では、企業結合や企業集団に関する柔軟な法整備の進んでいる米国の不課税組織再編成 (tax-free reorganization) の取扱いについて整理し、日本の制度について考察する場合の参考を提示している。

米国内国歳入法 § 368 (a) (1) では、タイプA～タイプGの7つの不課税扱いとなる組織再編の典型的な類型が示されている。7つの不課税組織再編のうち、日本の合併、株式交換、会社分割に相当するのが、それぞれタイプA, B, Dである。

まずタイプAが合併である。州会社法など制定法の定めにしたがって合併が行われる場合には、合併にともなう譲渡益が不課税となる旨が規定されて

いる。タイプAの利点は、①合併の支払対価として利用できる資産の制限が設けられていないなど不課税要件が緩いため、企業にとってはより柔軟な対応が可能であること。②被合併会社の資産のすべてを受け入れる必要がないことの2点があげられる。一方、欠点として、①手続上煩雑であること。②被合併会社の負債については、そのすべてを引き受けなければならないため、未確認の債務や偶発債務についても責任を持たなければならないことがあげられる。なお、こうしたタイプAの欠点を解消することのできる手法として、三角合併（正三角・逆三角）がある。

次に、タイプB組織再編は、株式交換である。株式交換は合併や公開買付けなどに比べて手続的に簡単であるとともに、自社株を通貨がわりに用いるためキャッシュレスで買収を行うことができるので、米国で頻繁に用いられているM&Aの手法である。不課税要件は、①対象会社の株式と交換に供することのできる対価としては、自社もしくは親会社の議決権株式（voting stock）に限ること。②取引後、取得会社が対象会社のすべての株式の80%以上を保有し（IRC § 368（c））、対象会社を支配することである。タイプBの利点は、単純明快であることであり、欠点は要件が厳しいことである。

タイプDは、典型的には分割型会社分割に適用されるものであり、その分割形態としては、スピノフ、スプリットオフ、スプリットアップの3つの形態がある。不課税要件は、①支配子会社（株式の80%以上を所有）の株式または証券のみが分配されること、②租税回避の手段でないこと、③譲渡される事業資産は譲渡前5年間以上分割会社によって所有されたものであり、積極的な事業の用に供されたものであること、④分割会社株主が、分割後も子会社を支配するに足る株式を保有すること、というように租税回避防止の観点から厳格なものとなっている。そのため、実務上は事前確認により内国歳入庁の承認を得ておくのが一般的である。

なお、上記のタイプ別に規定される個別の不課税要件のほかに、一般的な要件として、①持分の継続（continuity of interest）、②事業の継続（continuity of business enterprise）、③正当な事業目的（sound business purpose）の

3点が判例上求められる。

第4章では、日本の株式交換・株式移転制度の概要ならびに税務上の取扱いを整理し、米国制度との比較により、日本の制度上の問題点を明らかにしている。

株式交換とは、既存の株式会社同士が契約により完全親子会社関係を創設する商法上の手続をいう。株式交換制度の創設以前でも、買収や現物出資により完全親子会社関係を創ることは可能ではあったが、少数株主を排除して完全子会社化することが困難であるなどの問題点があった。株式移転とは、既存の株式会社と株主の間に新たな持株会社を設立する商法上の手続をいう。株式移転制度創設以前でも、いわゆる抜け殻方式という方法により既存会社とその株主との間に持株会社を創ることは可能であったが、検査役による調査、債権者への個別通知・承諾が必要であるなど煩雑な手続と費用がかかることが欠点であった。そこで、組織再編によって純粹持株会社のもとで経営の効率化を図るような事業改革を促進するため、簡明な手続により既存の会社間に完全親子会社関係を設立する制度が導入された。しかし、日本の株式交換制度では、①完全親子会社関係の創設を目的とするものであるため、対象会社のすべての株式を取得しなければならないこと。②内国法人にのみ適用されると解されるため、外国企業を株式交換によって買収するには不都合があるなどの商法上の問題が残されている。

次に、株式交換・株式移転における税務会計上のおもな論点は、特定子会社株主の株式譲渡益の取扱いと、特定親会社における特定子会社株式の受入価額の問題である。株式譲渡益課税については、①特定親会社が特定子会社株式を特定子会社の旧株主の税務上の簿価以下（ただし、株主数が50人以上の場合には、特定子会社の税務上の簿価純資産価額以下）で受け入れること、②交付金銭等の割合が5%未満であることを要件として、課税繰り延べ措置が受けられる。この措置により、株式交換・株式移転による持ち株会社の設立が促進されると考えられるが、課税繰延べ要件の問題点として、まず上記

①の要件は理論的厳密さを欠くとともに、特定子会社株式の税務上の受入価格と企業会計上の受入価格の違いを生じさせ、申告調整する必要が生じるなど、法令遵守費用を増大しているといえる。また、②の交付金銭等の利用については、合併における税制適格要件では金銭の利用はまったく認められないため、その整合性が問題となる。また一方では、米国ではより柔軟に金銭等の利用も認められる制度となっていることから、この点はなお検討される余地があるといえる。

第5章では、日本の合併新税制について、米国税制との比較分析をまじえて、その特徴や問題点を明らかにするとともに、合併に関する新しい税法規定が日本企業の組織再編に与える影響について理論的考察を行っている。ここでとりあげる主要な論点は、移転資産の受入価額、繰越欠損金の引継ぎ、および抱合せ株式の消却の3点である。第2章に示すように、米国における税務会計研究では、組織再編の構造や価格に税法が与える影響について分析することは主要な研究テーマの一つであり、合併や買収に関してもいくつかの先行研究があるが<sup>8</sup> (Erickson, Ayers et al., Henning et al. など)、その多くは、移転資産の時価評価に伴う評価増しや営業権の計上、あるいは繰越欠損金などの利用によりもたらされる租税便益の現在価値と移転資産の譲渡益や株式の譲渡益にかかる税負担との衡量という視点から、取得法人や対象法人の税務環境（例えば、純事業損失や税額控除の有無など）に着目しつつ、税法規定の効果を分析するものである。日本と米国の税制の違いから、米国での研究結果がそのまま日本の組織再編にもあてはまるとはいえないが、その分析視点や研究方法を取り入れて、日本の組織再編税制に関する理論的・実証的研究を進めることは重要な課題である。また、米国での研究結果を正しく理解し、税務計画や制度設計に活かしていくには、米国税制に関する理解も必要であり、日米の比較制度分析が課題となる。この点ではすでにいくつかの研究があるが、平成13年度税制改正を踏まえたものとして、成道教授は日・米・独の非課税要件を比較分析して、基本的に交換差金等の利用を認め

ない日本税制の柔軟性の欠如などを指摘している。

本章の分析結果をまとめるとおよそ次のようである。合併新税制は、たしかに米国に比べればまだ柔軟性に欠ける点があるが、合併差益や清算所得に対する課税が廃止されるなど旧税制におけるいくつかの問題点が解消されるとともに、適格合併においては被合併法人の青色欠損金の引継ぎ控除も認められた。また、いわゆる共同事業要件の存在が適格合併の範囲を拡大する働きをしていることも考え合わせると、合併に関連する税務上の取扱は十分な配慮がなされているといえる。そのため、従来に比べて合併を利用した組織再編が促進されるものと考えられる。

ただし注意すべき点として、共同事業要件は投資の継続性に加えて支配の継続性を課税繰り延べの論拠とする日本の組織再編税制の基本的立場からは、理論的整合性に欠けるものであり、合併を促進するためのいわば政策的なものと位置づけられる。また、これに関連して、被合併法人の青色欠損金の引継ぎについては、その利用制限が定められていないことには租税回避防止の点で問題がある。日本では米国内国歳入法 § 382 に規定されるような持分比率の変化に着目した欠損金の利用制限がないため、一旦引継ぎが認められれば、その全額を合併法人の所得と一気に相殺することが可能であるからである。なお、欠損金引継ぎの租税便益の現在価値という観点からみると、欠損金の繰越可能期間は米国の20年間に對し日本では5年間と短いにもかかわらず、日本における欠損金引継ぎの経済効果は米国における効果以上に大きくなる場合が十分に想定され、その分だけ合併比率に与える影響も大きくなると考えることができる。

次に、抱合せ株式の消却に伴う税務問題については、その取扱いが改正され、適格合併では抱合せ株式の消却益が発生しなくなるため、一般に抱合せ株式子会社株式の簿価が低く含み益があると想定されるグループ内合併が促進されるものと予測される。一方、LBO (Leveraged buyout) による買収事例に多く見られるように、子会社株式の簿価が高く含み損があるような場合には、抱合せ株式の譲渡損を計上して節税効果を得るために、あえて非適格

合併が選好されることも考えられる。

第6章では、会社分割について法制および税制に関する問題点を分析している。

商法改正による会社分割制度創設に対応して、平成13年度税制改正において、企業組織再編成に係る税制が整備され、会社分割・合併・現物出資・事後設立に係る課税関係が規定された。これは、会社分割が機能面では合併や現物出資など同様の効果をも有するため、課税上の整合性を確保する必要から合併・現物出資・事後設立も合わせて整備されたものである。その基本骨子は、組織再編に伴う資産の移転は時価譲渡扱いを原則とする一方で、組織再編前後での経済的実態の実質的な変化の有無に着目して、同じ企業グループ内の再編や共同事業を行うための再編の場合で一定の要件を満たすものは、「適格組織再編成」として移転資産の簿価や取得日などの税務属性を引継ぐこととし、譲渡損益課税を繰り延べるというものである。その趣旨は、企業組織形態の選択に対する課税の中立性を確保し、日本企業の組織再編の円滑を図ることにある。会社分割制度の創設および組織再編税制の整備により、従来に比べれば、企業組織再編を進めることが格段に容易になったと評価できる。しかし、会社分割は多様な機能を有し、租税回避目的で利用される可能性も高いため、税制適格要件は複雑なものとなり簡素さが損なわれた嫌いがある。その結果、かえって公平性が阻害されたり、徴税コスト（税務行政費用と納税協力費用の合計とする）の増大も予想されるなど、なお多くの問題を残していると言わざるを得ない。

そこで、本章ではまず会社分割制度および税制の概要を整理した上で、その問題点を検討している。とくに、経営効率化に向けた企業再編における事業分離の重要性にふれて、その典型的手段である単独新設分割型分割の税制適格性の問題点に焦点を当てて、会社分割税制が企業の事業分離や資本政策に及ぼす影響について考察するとともに、その対応策にも言及している。また、単独新設分割型分割に類似する事業分離の手法である有償減資の対価と

しての子会社株式の分配に関連する税務問題について、中外製薬の事例をもとに検討を行っている。その結論の要点は、次のようである。

日本企業の事業再構築を考えるにあたっては、持ち株会社のもとにグループ企業を再編するばかりでなく、戦略的に重要度の低い事業部門や子会社をグループから分離していくことが必要である。そこでは完全に資本分離を行い、コングロマリット・ディスカウントを解消して株主価値増大を図る手法として、単独分割型分割（スピノフ）が有力な選択肢となる。ところが、税制適格要件に照らすと、公開会社には一般に支配株主がないため単独分割型分割を税制適格では実施できない状況にあり、会社分割にともなう税務問題が企業の事業分離の進展を阻害するおそれがある。また、単独分割型分割に類似する事業分離手法として、有償減資の対価としての子会社株式の分配があり、中外製薬の事例の分析結果からは経営効率化や株主価値増大に有効に機能しているといえる。しかし、米国とは違って日本では税制上の手当がなされていないため、株式の譲渡益課税やみなし配当課税により、その実施には多額の税負担を伴うことになる。したがって、この手法もまた一般には実施されにくいものといえる。そこで、代替案として中間型分割を適格分割として実施した上で、子会社株式公開や自己株式の消却を併用することにより、資金調達と事業分離をともに進める手法の利用が示される。これは分割法人に過半数の株式を分配することで税制適格要件を満たした中間型分割を行い、その後分割法人が子会社株式をカーブアウトするとともに、子会社による自己株式消却をすすめるというものである。この手法は、資金調達が可能となる点で分割法人にも便宜であり、現行税制のもとではより実行可能性の高い実践的な事業分離手法であると考えられる。

第7章では、本論文の要約を示したあと、研究結果とその含意を整理し、最後に今後の研究課題を述べている。その要点をまとめると次のようである。

日本では従来、収益の安定と過剰雇用の受け皿として多角化を推進するとともに、子会社株式の上場を積極的に進めて、それをてこにグループの拡大

を図るといった資本政策が行われてきた。しかし、このような日本企業の特徴ともいえる上場子会社に対する市場の評価は、その多くが一株あたり純資産価額を下回るような株価の低迷に表れている。このことの意味は、資本コストを意識した企業経営の効率化が求められるいま、従来型の分権的なグループ経営に代わって、グループ全体の経営資源の配分を戦略的に行えるような持ち株会社のもとでの集権的なグループ経営へと経営方針の転換が促されているとうことである。いいかえれば、企業グループの経営戦略上重要な位置づけの子会社であるならば完全子会社とし、その一方でコア事業でないものは完全分離してしまうといったまさに選択と集中を実践する企業組織再編が求められているといえる。そこで、企業再編のための各手法が柔軟に利用できることが要請されるが、持ち株会社のもとに統合するためのものとしては、既存の子会社を完全子会社化する有効な手法としては株式交換、また純粋持ち株会社創設のためには株式移転、さらには、ある特定の部門を子会社化する分社型分割、持ち株会社のもとでの子会社の並列化に利用される分割型分割、重複する子会社を統合するための合併などがある。一方、特定の部門や子会社をグループから切り離すことで、ディスカウント状態にある企業価値の顕在化をめざす事業分離の手法としては、特定部門の切り出しには単独分割型分割、既存の子会社を分離するには有償減資の対価としての株主への子会社株式の配分などが考えられる。

本論文における考察結果によると、株式交換については対象会社の株式をすべて取得しなければならない点や外国会社を対象とした株式交換ができないなどの法制面での難点はあるが、税制面では特定子会社株主の株式譲渡益課税の繰り延べ要件もとくに厳しいものではない。また、株式移転についても留保利益の引き継ぎが認められないという点で、法制上の問題があるが、課税面での障害はとくにないといえる。

合併については、新税制においてその課税上の取扱いが大きく変更されたが、税制適格の場合には移転資産の簿価引継ぎや被合併法人の繰越欠損金の引継ぎが認められるなど、十分な手当がなされたといえる。とくに、共同事

業要件の存在により、事実上ほとんどすべての合併が税制適格となり得ることになるため、企業は合併を進め易くなったといえる。

次に、会社分割について、分社型分割では株式移転と同様に留保利益の移転が認められないという法制面での問題点はあるが、税務上はとくに大きな問題はない。しかし、分割型分割では、支配株主がいない場合には単独分割を税制適格では行えないことは大きな問題である。株式移転の後に特定子会社の各部門を分割型分割により持ち株式会社のもとに並列的に子会社化するようなグループ内の再編の場合には問題ないが、米国でよく行われている公開会社のスピノフに相当するような事業分離を進めるためには、きわめて不適当な税制となっている。さらに、有償減資の対価としての子会社株式の分配では税制上の手当もなされていないため、親会社における子会社株式の譲渡益課税、親会社株主におけるみなし配当課税やみなし譲渡益課税がなされ、多額の税負担が発生することになる。

米国にある子会社を有償減資の対価としての子会社株式の分配によりスピノフした中外製薬の事例を見ても、スピノフ（単独分割型分割、もしくは有償減資の対価としての子会社株式の分配）は企業経営の効率化や株主価値増大に有効に機能するものと考えられるため、その積極的な利用が期待される。しかし、スピノフは、米国の歴史的展開を見るに、株主の経営者に対する経営効率改善に向けた積極的な働きかけの末にようやく実施されるようになってきたものであり、企業経営者が自発的にこれを行うことは期待しにくいものである。日本では、企業経営者にとってのニーズが乏しい上に税制面の制約が重なることになるため、公開会社のスピノフは、独占禁止法に抵触するなどの理由から分離せざるを得ないような特殊なケースに限定されてしまいかねないといえる。これでは、日本企業の事業再構築が進まずに、株主価値増大の機会も損われることになり、結果的に日本企業の国際競争力を低下させることにつながると考えられる。そこで、企業はこのような日本の制度的特質を勘案して、中間型分割の利用を検討するなどの組織再編計画を策定することが望まれる。同時に、経営者にストックオプションを付与す

るなどにより、スピノフによるコングロマリット・ディスカウント解消に向けたインセンティブを高めて、必要な場合は有税でもこれを行うことのできるような意思決定システムを用意することも必要となる。ただし、このような代替案の検討やインセンティブ付与は日本企業に新たなコストを発生させることになる。そこで、政府は今後の税制改正において、まずこの合併と分割における課税上の非対称性をなくすように改めるべきである。すなわち、税制適格要件の法律構成を見直すとともに、単独分割型分割や有償減資の対価としての子会社株式の分配にともなう課税関係の手当てを行い、現在のいわば合併しやすく分割しにくい税制に代えて、合併も分割もいずれも実施し易い税制にすることである。そうすることによって、日本企業の事業再構築のさらなる進展が促進され、また企業の組織形態の選択に対する課税の中立性も回復することになる。なお、この課税の中立性については、租税政策上の理由により、それが害されることもやむを得ない場合も当然あるが、そのときには政策目標の妥当性と中立でない税法規定の及ぼす影響について十分な検討がなされるべきである。情報コストの飛躍的低下によって、組織ではなく市場における分業の利益が高まってきている昨今の経営環境の中では、規模よりも効率が重視されるため、合併による規模拡大よりもむしろ会社分割などによる事業分離が重要となる。この点、合併し易いが分割しにくい現行の組織再編税制は、中立でないばかりでなく、いささか適当でないインセンティブを企業に与えているおそれがあり、早期に是正される必要があると考えられる。

最後に、今後の研究課題として、本論文の研究成果をもとに理論的分析をさらに深めるとともに、本論文では十分に取り扱うことのできなかった実証分析を進めることがあげられる。具体的には、いくつかの企業再編事例に関するケーススタディを通じて、当該企業の直面する税務環境を適切に把握したうえで、税法規定が企業行動に及ぼしている具体的な影響を分析して新たな仮説を発見したり、一般的な理論命題を導くことに努めること。さらには、サーベイリサーチによって、経験的事実に照らして仮説を検証していくこと

が重要な課題となる。

# 博士（経営学）学位申請論文審査報告書

論文申請者：00D3102 木村 吉孝

論文題目：「企業組織再編における税務会計問題の研究」

## 1. 本論文の意図と概要

本論文は、日本における企業組織再編に関連する税制につき、税務会計研究の立場から、理論的かつ多面的に研究されるとともに、実証的アプローチの重要性を強調したものである。そこでは、企業組織再編税制の計算構造の体系的検討を軸としながら、戦略的税務計画、企業財務への影響および企業組織再編税制の在り方にも論及されている。

本論文の対象とした企業組織再編税制は、2001年（平成13年）度に導入が完了した新制度であり、日本経済の構造改革を進め、日本企業の活性化を図るために必要な社会的インフラとしての役割が期待されているものである。企業組織再編税制の発足とともに、持ち株会社への移行、株式交換による完全子会社化、合併、分割等の企業組織形態の再編成が急速に進んでいる。そこでは、解決を要する重要課題が生じており、実務先行的文献の多い中、企業組織再編税制に関する本格的研究の必要性が高まっている。

このような状況の下に、本論文は企業組織再編税制の体系的研究を試み、日米比較を含めて、ダイナミックに論旨の展開を図っている。企業組織再編税制における膨大な計算規定を税務会計の観点から詳細に検討するとともに、それがもたらす企業行動への影響を戦略的に論じている。重要項目の検討にあたっては、税務会計的観点より論じるとともに、財務論や財政学の側面からの分析を加えて、多面的に考察している。主要課題について、理論的研究とともに、重要事例の検討を通じて具体的に問題提起を行うとともに、実証

的な租税会計研究 (Tax research in accounting) のアプローチによる企業組織再編税制研究という方向を提示している。制度化直後の事情を反映して、これに関する理論研究文献の乏しい中、本論文は企業組織再編税制に関して本格的な研究を多面的に行った力作である。

本論文の構成を目次によって示せば、次の通り全7章より成っている。

- 第1章 本論文の問題意識と課題
  - 第1節 税務会計研究の課題
  - 第2節 企業組織再編税制の研究意義
- 第2章 米国における租税会計研究の潮流
- 第3章 米国におけるタックス・フリー・リオーガニゼーション
- 第4章 株式交換・株式移転
  - 第1節 株式交換・株式移転の制度の概要
  - 株式交換・株式移転の税務
  - 株式交換・株式移転に関する問題点
- 第5章 合併
  - 第1節 合併新税制の概要
  - 第2節 合併税務の会計処理
  - 第3節 合併新税制の主要論点
- 第6章 会社分割税制
  - 第1節 会社分割制度の概要
  - 第2節 企業組織再編税制の要点と特色
  - 第3節 会社分割税制の適格要件と問題点
  - 第4節 中間型分割の利用
- 第7章 結論と展望
  - 第1節 本論文の要約
  - 第2節 研究結果の含意と今後の研究課題

## 2. 論文の展開と要旨

本論文は、問題意識と検討課題の提示に始まり、比較対象としての米国における租税会計研究アプローチとタックス・フリー・リオーガニゼーションを検討した後、日本における企業組織再編税制の主要課題を論じ、研究結果の含意と今後の展望を示している。各章における要旨は以下の通りである。

### 第1章 本論文の問題意識と課題

ここでは、企業組織再編税制を税務会計の立場から研究することの意義を明快に論じている。税務会計の基本的課題は、課税標準である所得金額の適正な算定を複式簿記の計算構造のもとで検討することにある。それに加えて、税制が企業行動に及ぼす影響を予測するための分析的枠組みが必要であるとされている。このような問題意識のもとに、日米における企業組織再編税制に関する基本文献に基づき、理論的分析を行うとともに、企業組織再編税制が企業の組織形態に及ぼす影響、企業組織再編の税務計画に関連する問題の検討も行いたいとしている。

### 第2章 米国における租税会計研究の潮流

ここでは、米国における租税会計研究における新たな潮流を検討している。事後的な課税所得金額の算定を対象とする従来型の研究に加えて、会計学の分野で経済学、租税法、財務論の知見を融合した形で行われる、実証的租税会計研究が重要になっている。この分野の代表的文献である Shackelford & Shevlin “Empirical tax research in accounting”に基づき、新しい租税会計研究アプローチの要点を明らかにしている。そこでの主要な研究課題として、①租税要因と非租税要因との調整 ②資産価格への税の影響 ③多法域取引（国際取引、州間取引）問題があげられ、さらに、今後の課題として、租税会計研究には、管理会計や税効果会計に係わる分野の研究が残されているとの指摘について、紹介している。

### 第3章 米国におけるタックス・フリー・リオーガニゼーション

本章では、米国における企業組織再編税制に相当する、タックス・フリー・リオーガニゼーション（不課税企業組織再編成）を取り上げている。長年にわたる歴史的経緯を経て形成された米国タックス・フリー・リオーガニゼーションは、日米比較研究を行うためにも重要な意味をもつとともに、日本の企業組織再編税制の在り方を考察する場合にも大きな影響力をもつものである。検討は次の企業組織再編成のタイプ別に行われており、例示も含めて、それぞれの特色、不課税要件および関連する問題を的確に論じている。

- (1)タイプA（吸収合併・新設合併）
- (2)タイプB（株式交換）
- (3)タイプC（株式を利用した資産買収）
- (4)タイプD（会社分割 スピンオフ、スプリットオフ、スプリットアップ）
- (5)タイプE・F・G（資本変更等）

### 第4章 株式交換・株式移転

米国税制の考察に続いて、第4章以降は、日本の企業組織再編税制の検討に入る。本章では、1999年（平成11年）度において商法に制定された株式交換・株式移転制度の仕組みを明らかにするとともに、同時に税法に導入された株式移転・株式交換税制の内容を検討している。一定の要件を満たす株式交換・移転においては、事実上譲渡損益を認識せず、簿価引継ぎ方式による課税の繰り延べが認められる。このことによって、株式交換による完全子会社化と株式移転による持ち株会社化を租税負担なしに実施することが可能となった。税務上の検討は、特定子会社株主、特定親会社および特定子会社に分けて行われ、米国税制との比較を含めて、株式移転・株式交換税制の問題点を指摘している。

### 第5章 合併

本章では、合併新税制の要点を紹介するとともに、新旧合併税制の比較および日米の比較研究を行い、合併新税制の主要論点を体系的に検討している。

特に、新合併税制において、簿価引継ぎによる課税繰延べ・青色繰越欠損金の引継ぎが認められる適格合併が中心課題となっており、その税制適格要件の特徴と問題点を重点的に考察している。問題を具体化するため、適格合併と非適格合併の場合に分けて、合併税務の会計処理を示している。新税制の主要論点として、移転資産の受入価額、青色欠損金の引継ぎおよび抱合せ株式の処理を取り上げ、さらに、日本における税制適格要件の特色として共同事業要件を指摘している。その分析結果は、次の通りである。

- (1)新税制では、合併差益・清算所得課税が廃止されるとともに、適格合併における青色欠損金の引継ぎが認められた。
- (2)米国税制に比べれば、日本の税制適格要件は柔軟性に欠けるきらいがあるが、共同事業要件（共同事業を営むための組織再編成であること）の存在が適格合併の範囲を拡大し、結果として、合併による企業組織再編成を促進している。
- (3)適格合併の判定基準に共同事業要件が加えられた結果、合併しやすく分割しにくい企業組織再編税制が形成された面がある。この点については、企業組織再編成を促進するという政策的配慮が反映しており、合併による企業組織再編成の事例の増加をもたらしている。反面、企業組織再編成の他の方式との間に、税制の中立性に関する課題を残している。
- (4)米国税制では持分比率の変化に伴う欠損金の利用制限が定められている。これに対して、日本の新合併税制では、このような欠損金利用制限なしに、適格合併における青色欠損金の引継ぎが認められている。租税便益の現在価値という観点において、日本における青色欠損金引継ぎ規定の経済効果は、米国におけるより大きく、合併比率算定に影響する重要な要素となることが考えられる。

## 第6章 会社分割税制

本章では、会社分割制度の意義と類型を法制面から論じた後、会社分割税制において簿価引継ぎによる課税繰延べが認められるための適格要件を検討

し、さらに事業分離の各手法と税制の影響を多角的に分析している。さらに、事業分離の重要性とその手法を論じた後、税制が会社分割に与える影響について具体的に考察している。特に、会社分割の有効な手法として米国で利用されることの多いスピノフが、日本では税制非適格となるため利用しがたいことを問題点として指摘している。この問題を具体的に分析するため、中外製薬の米国子会社のスピノフの事例を取り上げ、以下の通り要約している。

- (1)中外製薬は、ロッシュ・グループに加わることになり、日本ロッシュ（ロッシュ・ファームホールディングス〈スイス〉の子会社）との合併、資本および資本準備金の減少、ロッシュ・ファームホールディングスに対する第三者割当増資を決定した。日本ロッシュとの合併に先立ち、米国にある完全子会社ジェン・プローブ社を事業分離（スピノフ）するため、有償減資の対価としてジェン・プローブ社株式を、中外製薬株主に交付した。これは、米国における独占禁止法に抵触する危険性を排除し、ロッシュとの事業統合を円滑に実施するために行われたものである。
- (2)スピノフは、米国では不課税とされるのに対し、日本では課税対象となるため、本ケースでは、次の3点について税務問題が生じている。
  - ①中外製薬における子会社株式の譲渡益課税
  - ②中外製薬株主に対するみなし配当課税
  - ③中外製薬株主に対するみなし譲渡益課税
- (3)ジェン・プローブ社株式のスピノフの後、中外製薬およびジェン・プローブ社の株主価値（株価の推移に基づく相対価格変化）は共に上昇傾向を示している。相当の税負担を伴うスピノフであったが、コングロマリット・ディスカウントの解消に有効であったといえる。かりに、スピノフについて、米国におけるように不課税措置が講じられていれば、さらにその効果が高まったものと考えられる。

以上の検討結果を受けて、次善の策として、米国のスピノフに近い機能を果たすことができる、中間型分割（税制適格）を取り上げ、その税務会計

処理を提示している。

## 第7章 結論と展望

本章では、各章で展開された論旨を取りまとめるとともに、その研究結果の含意と今後における研究課題を提示している。その主要論点を要約すれば、以下の通りである。

### (1)研究の目的

- ①企業組織再編税制について、税務会計研究の立場から、その特徴や問題点を明らかにする。
- ②企業組織再編税制が企業の組織形態・資本政策に与える影響を理論的・実証的に解明する。
- ③企業組織再編を進めるための税務計画策定に関して考察する。
- ④今後の企業組織再編税制改正に関する指針となりうる政策的含意を検討する。

### (2)研究結果の含意

- ①日本では、従来、子会社の上場を進めることによってグループ拡大を図るという資本政策が行われてきた。このような分権的グループ経営方式は、厳しい構造的不況のなかで見直され、資本コストを意識した企業経営の効率化を求める集権的グループ経営方式への転換が促されている。グループ全体の経営資源につき効率的配分を可能にする持ち株会社方式が進み、グループ経営戦略上重要な子会社を完全子会社とする反面、コア事業でないものは完全分離するという、選択と集中を実践する企業組織再編が重要課題となっている。
- ②このような状況の中で、企業組織再編を実施するための手法には、次のものがある。

完全子会社化には株式交換

純粹持ち株会社創設には株式移転

特定部門の子会社化には分社型分割

持ち株会社のもとでの子会社の並列化には分割型分割

持ち株会社のもとでの重複する子会社を統合するための合併

特定部門をグループから切り離すには単独分割型分勝

既存の子会社をグループから切り離すには有償減資による子会社株式の配分

- ③企業組織再編税制において、株式交換・株式移転については、若干の論点があるものの、全体として問題はない。
- ④合併については、共同事業要件の存在により税制適格合併となる可能性が高く、青色欠損金の引継ぎが認められたため、企業の合併を促進する効果を持つことになった。
- ⑤会社分割について、分社型分割では税制上特に問題はない。他方、分割型分割については、単独分割で支配株主がない場合には税制適格とならないため、課税対象になる。株式移転によって持ち株会社を創設した後、特定子会社の各部門を分割型分割して並列的に子会社化するようなグループ内再編の場合には税制適格となり、この手法は有効となる。しかし、米国でよく行われているスピノフに相当する事業分離の方式は、日本において課税対象となり、多額の租税負担をもたらすため、極めて利用しがたい状況にある。
- ⑥もともと、スピノフは、株主の経営者に対する経営効率改善に向けた積極的な働きかけの末に実施されてきたものであり、株主価値増大にも有効に機能する手法である。スピノフによる多額の租税負担については、中外製薬の事例において分析されている通りであり、このような税制上の制約がある以上、独占禁止法に抵触する等の例外的な場合を除いて、実施が困難である。これでは、日本企業の事業再構築が進まず、株主価値増大の機会が損なわれ、ひいては日本企業の国際競争力の低下につながりかねない。このような制度的特質を勘案して、日本企業は組織再編計画を策定せざるを得ない状況にある。
- ⑦現行の企業組織再編税制は、合併しやすく分割しにくい仕組みになっ

ている。企業組織形態の選択に対する課税の中立性を重視する観点から、スピントフによる分割が税制適格となる方向で税制改正が望ましい。昨今の経営環境は、情報コストの飛躍的低下によって、組織ではなく市場における分業の利益が高まっている。このような中で、合併に対する税制上の強いインセンティブは、規模より効率を重視する全体の流れに逆行する懸念があるだけに、分割税制の整備を必要としている。

### (3)今後の研究課題

今後の研究課題としては、企業組織再編税制につき、さらに理論的分析を深めるとともに、探索的ケーススタディを通じて仮説を見出し、サーベイリサーチによって仮説を検証するための実証分析を進める。そこでは、米国における実証的租税会計研究の分析手法を採り入れ、企業組織再編の意思決定における合理的スキムの選択に貢献したいとしている。

## 3. 概 評

以上のとおり、本論文は企業組織再編における税務会計上の諸課題について、理論的かつ体系的に研究された労作である。新しい税務会計研究の意図を反映した論旨の展開と問題提起は説得力に富んでいる。以下、評価の概要を示したい。

(1)企業組織再編税制は、平成13年（2001年）に導入されたばかりの新しい制度であり、これに関する本格的研究が始まって間もない分野である。現実には企業組織再編は急速に進行中であり、これに関する文献の多くは実務解説書である。したがって、日本における企業組織再編税制の研究者の多くは、この分野への同時参入者であって、同じスタートラインに立っているといえよう。本論文では、新しい未開拓な研究分野を対象に、独自性のある税務会計研究を展開しており、その意欲を評価したい。

(2)本論文では、従来型の税務会計研究に加えて、新たな税務会計研究の観点を盛り込み、ダイナミックな分析と提言を行っている。課税標準である所

得金額の適正な算定を複式簿記の計算構造のもとで行うという、伝統的税務会計研究アプローチをベースに、企業組織再編税制の構造と特色を理論的かつ具体的に検討しており、説得的な論旨展開になっている。さらに、新たな税務会計研究アプローチとして、企業組織再編税制の企業行動への影響を論じ、企業組織再編における企業の意思決定への貢献を強調している。新旧アプローチを統合した本論文の論調にはオリジナリティを感じさせるものがある。

(3)本論文における検討は、税務会計を基礎としながら、関連する企業財務論、財政学、経済学、租税法の側面から多面的に考察されており、税務会計を中心に関連する学問分野の知見が融合されている。このような企業組織再編税制に関する学際的・総合的な研究は、今後における税務会計研究の方向を示すものと注目に値する。

(4)日本における企業組織再編税制の導入には、長年の歴史を持つ米国税制の影響が大きく、それだけに、日米比較が重要な意味を持つ。本論文では主要課題について日米の比較が行われており、さらに、企業組織再編税制の研究にあたって注目すべき、米国における実証的租税会計研究の潮流が検討されている。これらの比較研究を通じてなされている問題提起は、インパクトの強いものと評価できよう。

(5)論文構成は体系的であり、問題意識の提示、米国企業組織再編税制および租税会計研究の動向を検討した後、日本の企業組織再編税制を各手法別に考察し、研究結果の含意を明快に提示している。本論文の中心となる、日本における株式交換・株式移転、合併、会社分割に関する税制の検討は、詳細にして手堅く、論旨が明快かつ一貫している。研究結果として、日本における企業組織再編税制の特色と課題を「合併しやすく、分割しにくい」税制であると指摘し、企業組織形態への税制中立性の観点から、重要な問題提起を行っている。

(6)ただし、指摘しなければ問題点も残されている。第2章で取り上げられた米国における租税会計研究の潮流は、今後の税務会計研究の方向を示唆し

ているだけに、その考察の意義は大きいものといえよう。しかしながら、その検討内容のすべてが本論文に結び付いているとはいえ、将来における研究アプローチのさらなる充実の中で活かされることを期待したい。なお、文章表現に明確さに欠ける箇所が散見されるが、この点についても今後の課題である。

以上述べたごとく、本論文は、制度発足直後の事情を反映して、本格的な研究文献の乏しい中で作成された力作である。明確な問題意識と新たな研究方法をもって体系的に取り組まれた本論文は、企業組織再編税制研究に一つの方向を示したものと高く評価したい。その分析手法はユニークであり、本論文が企業組織再編の税務会計に関する先行研究の一つと目される可能性は高く、その貢献度は大きいものといえよう。

#### 4. 結 論

以上に述べたことを総合して、学位申請者、木村吉孝の本論文は、経営学の分野において研究者として自立して研究活動を行うに必要な、高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示しているものと判断できる。

さらに、学位規程24条に定める外国語に関しては、同条第3項の定めに基づく経営学研究科博士論文審査に関する運用内規12の2)①により、本論文自体の審査をもって試問に代えた。

最終試験のための試問は、2003年（平成15年）2月14日に審査委員全員出席のもとに行い、全員一致して合格と判定した。

以上の結果、学位申請者 木村吉孝は博士（経営学）の学位を授与される資格があるものと認める。

2003年（平成15年）2月19日

審査委員（主査） 中田 信正

審査委員（副査） 小林 哲夫

審査委員（副査） 徐 龍 達